川崎市教育委員会 教育長 宛

Ŧ		
		様

下記同意事項に同意し、令和8年度の

就学援助費(新入学準備金)を申請します。

なお、申請書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

申請日 令和 年 月 日 (記入日を記載してください) 申請者氏名 (署名してください)

申請者連絡先電話番号

申請理由(番号を○で囲んでください)

- 1 今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止された。
- 2 児童扶養手当を受給している。 ※児童手当や特別児童扶養手当ではありません。
- 3 令和6年の所得が基準額以下
- 4 令和6年の所得は基準額を超過しているが、別紙 「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由」 のいずれかに該当する。
- ・申請の内容に虚偽等があった場合は、支給後であっても、新入学準備金を返還いただくことがあります。

【同意事項】

就学援助費(新入学準備金)を申請して認定された場合、その後に市外転出など支給要件から外れる場合を除き、(中学校卒業までの間)以下すべての項目について、同意するものとする。

- 1 教育委員会が下記「世帯の状況」欄の世帯員の住民記録台帳、市民税・県民税課税台帳、生活保護の受給状況、児童扶養手当の受給状況を照会すること。
- 2 転出入があった場合に、教育委員会又は学校が、就学援助費(新入学準備金)の支給状況について、当該市区町村への照会又は通知を行うこと。
- 3 教育委員会が就学先の学校と申請者情報及び認定結果情報を共有すること。
- 4 就学後も就学援助認定がされた場合において、転出入があった場合に、教育委員会又は学校が、就学援助費の支給状況について、当該市区町村への照会又は通知を行うこと。
- 5 就学後も就学援助認定がされた場合において、「世帯の状況」欄の記載事項(記載事項に変更が生じた場合は変更内容)を教育委員会が学校に通知すること。
- 6 就学後も就学援助認定がされた場合において、就学援助費の請求、受領、学校徴収金未納への充当及び返納を在籍する学校の学校長が申請者に代わって行うこと。
- 7 就学後も就学援助認定がされた場合において、口座情報の登録にかかわらず、在籍する学校経由での支給となる場合があること。
- 【口座情報】 ※就学援助費(新入学準備金)の振込に使用する口座の番号に、○をつけて指定してください。
 - ※1の欄が斜線の場合は1を選択できません。2の新規登録口座及び修正登録口座の欄に必ず記入をしてください。
 - ※1の欄に口座情報が記載済みの場合はそちらに支給されます。変更・修正がある場合は2の欄に記入をし、〇をつけてください。 登録済みの口座

2	新規登録及び修正登録口座	<u>(</u>	「世帯	・の状	沈儿杖	闌に訂	己載の	ない	方の名義(の口座	は登録	录でき:	ません	ر (، ر									
			銀	行・庫・	農	協					本 店		預金	預金種別 口座番号(右語				言詰め	め)				
			信用金	庫・	信用	組合							支	店	1 3								
	口座名義人(カナ)																						

【添付が必要な書類】

- ・【口座情報】欄で「2」を選択したとき→口座情報の分かるものの写し(必須)
- ・その他、申請理由によって必要な書類がありますので、別紙「令和8年度就学援助制度(新入学準備金)についてのお知らせ」を参照ください。

【世帯の状況】(住民票又は学齢簿の世帯状況を記載しています。)

※同一生計の世帯員を、同居・別居とも、全員記入してください。人数を増減させる場合、次のとおり修正してください。

※同一生計の世帯とは、「同居している方(住民票の世帯が別の場合も含む)」「単身赴任等で同居していないが、同一生計の方」も該当します。 【増やす場合】:氏名、カナ、生年月日を空欄の行に書き加えてください。

「はらす担合】・該当者の爛を一番線で消」 備者に理由を記載してください

	氏名(漢字)	氏名(カナ)	4-7-0		
_		24(27)	生年月日	学年	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			±切の(10★) ₹) ↓ 八百 ♣		